基山町協働化推進計画

令和2年6月作成





基山町

【目次】

- (1) はじめに・・・・・・1
- (2) 協働とその領域・・・・・2
- (3) 基山町協働化推進計画の考え方・・・3
- (4) 基山町協働化推進計画の構想図・・・4
- (5) 協働化推進の取り組み
 - 1. まちづくり基本条例で掲げられた各種制度の推進・・・5
 - 2. 協働のまちづくりで取り組む各種制度の推進・・・9
 - 3. 第5次基山町総合計画・実施計画で掲げる各種制度の推進

•••11

参考・用語の定義・・・・・・・16



(1) はじめに

従来、公共的な取り組みは、国または県、若しくは市町村が担うものととら えられていました。このため、地方公共団体において、自らが企画・立案・従 事する「自己完結型」の事業を進めてきました。

現在は少子高齢化・地域課題の多様化に伴い、地方公共団体だけで「公共」を担うことに限界を迎えています。これからは、町民の皆さんをはじめ、まちづくり活動団体など、さまざまな組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働」の取り組みを進めることが求められています。

平成23年4月に施行した基山町まちづくり基本条例では、町民主体のまちづくりを基本理念とし、まちづくりを協働により進めていく基本的なルールを定め、町民をはじめ事業者、議会、町の責務を明らかにすることで、町民が主体となる自治の実現を目的として制定しました。

協働は、町民や行政双方の取り組みとした歯車が上手くかみ合うことにより 相乗効果をあげながら進むものです。町はこの推進計画を基に、協働の意識強 化、協働体制の推進を実施することで、協働の取り組みを進めていきます。

基山町において、町民が主体となったまちづくりが、より良い方向へ進んでいくことを期待します。





(2)協働とその領域

町民と行政が協働のまちづくりを取り組むにあたって、多様なニーズに対応し、効果的な成果を得るためには、それぞれの役割分担を的確に捉えることが必要です。

地域課題の解決をもとに考え、協力して行動する相手に対する依存や押し付けなど負担を求めあうものであってはいけません。

「協働」とは

町民、議会及び町が それぞれの立場と特性を尊重しながら 自己の役割と果たすべき責務を認識し 相互に補完、協力し合いながら活動する営み



協働領域のイメージ 町民が自主町民主体活 町民と行政行政主体の 行政が自ら 的・主体的に動 で 行 政 の が 連 携 ・ 協活 動 で 町 民 実行する 行う 協力で行う 力して行う の協力によ り行う |地区の清掃|補助金等を| イベント祭|計画策定時格 猛公共事 ボランティ活用した事事など の町民参加業等 ア活動等 業 など 解決されない 多様化した 課題 ニーズ 協 自助 公助 働 個人や地域で 自分で解決で 解決できない きることは自 共助 分(個人の力) ことは、公共が で解決する。 行う。 個人では解決できない ことは地域で解決する。

(3) 基山町協働化推進計画の考え方

基山町協働化推進計画は、町民参加と協働を推進するために策定するものであり、第5次総合計画のまちづくりの方向性で謳われた協働+ideaと同調するものでなければなりません。

また、同時に総合計画で掲げられた『まちづくり人口7,000人』の目標 達成に向け、協働化推進という視点に立った、より詳細で具体的な取り組みを 策定しています。

協働+idea (第5次総合計画参考資料より抜粋)

項目	指標名	現状	5 年後 (R2)	10年後(R7)
<mark>1</mark> まちの結束	隣近所と付き合いがあると 回答した割合	65. 7%	70%	75%
2 人権・男女共同	町民一人ひとりの人権意識	48.3%	FFO	0004
参画	の向上への取組	40. 0 70	55%	60%
3情報公開	広報等町民の立場に立った	63.4%		
3 1月 秋 公 州	情報提供への取組	03.4%	70%	80%
	住民ニーズに対応した行財			
<mark>4</mark> 行財政	政運営による町民満足度向	42.6%	50%	60%
	上への取組			

長期的な基山町協働化推進計画

項目	指標名	現状	5 年後(R2)	10年後(R7)	
	町内で活動する町民活動団	40			
1まちの結束	体数 (NP0 法人含む)	40	45	50	
	まちづくり計画策定団体数	2	6	10	
3情報公開	審議会等の町民参加の手法	10			
	が取られた回数	10	15	20	

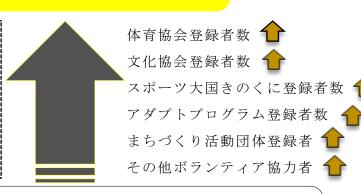
(4) 基山町協働化推進計画の構想図

基山町協働化推進計画は、下記の構想図のとおり第5次総合計画の基本理念である『みんなが進める協働のまちづくり』の実現とまちづくり人口の増加を図ってまいります。

まちづくり人口 7.000人

まちづくり人口とは

定住または職業の有無に関わらず、町内で「社会的・生産的活動」を行っている人口をその対象ととらえます。従来の生産年齢人口などの区別にとらわれず、まちの活力を示す指標です。



協働化推進

1. まちづくり基本 条例で掲げられた 各種制度

- ①町民提案制度
- ②まちづくり計画 制度
- ③重要な計画等へ の町民参加制度
- ④行政評価制度

2. 協働のまちづくりで取り組む各種制度

- ①アダプト・ プログラム
- ② C S O 提案型 協働創出

3. 第5次総合計画・ 実施計画で掲げられ た各種制度

- ①地域担当職員制度
- ②まちづくり基金 事業
- ③協働のまちづくり 推進事業
- ④コミュニティ活動 推進事業

(5)協働化推進の取り組み



施策の方向		1.まちづくり基本条例で掲げられた各種制度の推進			
概要		協働のまちづくりの担い手となる町民(地域コミュニティ、町民活動団体、事業所など)と行政が対等な立場で、基山町まちづくり基本条例に掲げられた町民参加及び協働推進を図るため、以下の4つに取り組みます。			
具体的な事務事業	継 続 • 新	事業概要	令和元年度 内容	実績 目標	
	規	町民からの提案、意 見及び要望を積極的 に取り入れること	基山町まちづく り基本条例施行 後5年を経過し、	町民提案数 (要望を除く)	
		で、町民ニーズの把握に努めます。また、提案と回答の公表も	要望は定着してきており、提案、意見が提出され	3 件	
		情報公開コーナーだけではなく、ホームページでも公開し、	るよう努めてま いります。	実績	
		情報の共有に努めます。		0 件	
①町民提案制度 の活性化	総		令和2年度の 具体的な取り組み		
	続		内容	目標	
			町民提案提出時 に提案者に対し、 協働の視点での 提案を促すと共	町民提案数 (要望を除く)	
			定 まちづく者 実施者 実施 を事業と協働 となる となる となまいります。	3 件	

日出出人主办主业	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	• 新 規	規	内容	目標
, APE	治会、地域コミュニ ティや町民活動団体 との協働による策定	まちづくり基金事業制度見直し、計画策定団体への支援を拡充して実施した。	まちづくり 計画策定 団体 5 団体 実績 0 団体	
			令和2年度の 具体的な取り組み	
			内容	目標
②まちづくり	紭		策定団体に対す る支援を拡充し、 制度の定着化に よる団体の増加	まちづくり 計画策定 団体
計画策定促進	続		を図りたい。	1 団体

	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		町の基本構想や各種 計画の策定、大規模 な公共施設建設など	5つの町民参加 の手法を実施手 順をマニュアル	町民参加の 実施回数
		において、5つの町 民参加の手法を採用 実施し、町民の意見	化し、職員への周知を図ることにより、町民の意見	12回
		等を反映することに 努めます。	等を反映することに努めました。	実績
				14回
			令和2年度 具体的な取り	
			内容	目標
③重要な計画等	継		重要な計画等へ の町民参加総合 ガイドを作成し、 全職員への周知	町民参加の 実施回数
への町民参加	続		一徹に未象をに民促と 5を修こな施する続きを修こな施すが、満と実よ参して ままがら かん	12回

	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		事務事業評価を行い、今後の行政評価に対する職員の理解	価を通じて P D C A サイクルに	評価事業数
		の浸透を図り、町民 に対する行政事務の 説明責任を果たすこ	基づく事業の見 直しに努めまし た。	80件
		とを目的としていま す。		実績
				39件
			令和2年度 具体的な取り	
			内容	目標
④行政評価制度 の活用	継		今後も着実な行 政評価の実施と 定着化を図り、事 業の能率向上に	評価事業数
V 7 1 C / 1	続		努めて参ります。	80件

施策の方向		2.協働のまちづくりで取り組む各種制度の推進		
概要		行政と町民が相互に ミュニティ活性化を図		環境整備やコ
目体的公声效声类	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	新規	事業概要	内容	目標
		町内の道路の美化は 町民団体や個人の皆 さんの協力のもと、	広報等を活用し て登録者の活動 を広く町民に紹	里親登録者 数
		町は清掃に必要な道 具の提供や保険加入 を担い、町民は道路	介し、新規登録者 増加を図りました。	640人
		等の清掃や除草作業などを担うことで、		実績
		協働による公共施設 の美化推進を図りま す。		653人
① アダプト・		7 6	令和2年度の 具体的な取り組み	
プログラム (道路等里親	継		内容	目標
制度)の活用	続		町民に対し、広報 等で環境美化意 識の向上に資す る活動を広く紹	里親登録者 数
			介するにより、新 規登録者の増加 を図りたい。	640人

	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		佐賀県では全ての業 務を公表し、CSO から業務改善の提案	行政と提案者と が、「もっと質の 高い公共サービ	CSOとの 協議件数
		を募っています。その中から地域に密着して活動するCSO	いか」、「もっと	5 件
		から、基山町への提案を積極的に受ける	った公共サービ	実績
		ことで、CSOと基山町との協働を進めます。	いか」と考え、話	0 団体
②CSO提案型 協働創出事業 の推進	継続		令和2年度 具体的な取り	
1,2.0	ДУЦ		内容	目標
			公担を 世が が が が が が が が が が が が が が	CSOとの協議件数
			いいでるしり容にのにせとありであり、限を手業をはると担及をしたのを見をいびしまままます。	1 件

施策の方向		3. 第5次総合計画・実施計画で掲げられた				
		各種制度の推進				
概要		●町民が地域で主体的に活動できるような環境づくりや情報提供を行い、地域活動を支援します。 ●コミュニティ活動の軸となる各行政区の活動や各区公民館を活用した機能強化を支援します。				
具体的な事務事業	継 続 •	the Alfo law are	令和元年度	実績		
ハイドルのサ切サ木	新規	事業概要	内容	目標		
		地域課題の円滑な解決を支援することにより、地域と行政の	各区運営委員会参加も定着化し、地域課題の把握	各区の運営 委員会以外 の支援回数		
		協働のまちづくりの 一層の推進を図ります。	に努めた結果、前 年度のの を を の の を の を の を の を の を の を の を の	20回		
				実績		
				14回		
①地域担当職員	Shle		令和2年度 具体的な取り			
制度	継 続 続		内容	目標		
			任期満了に伴う 新規を含む担当 職員の任命に際 し、各地域課題へ の継続的支援を	委員会以外		
			を を を を を を を を を を を と と き き き き き き き	20回		

目从奶丸重效重要	継 続 •		令和元年度	実績
具体的な事務事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		町内で、自発性に基づき、自立的、継続的に地域社会に役立	既存のまちづく り基金事業の見 直し作業の中で、	支援申請 団体数
		つ活動を行う営利を 目的としない「まち づくり組織」に対し、	まちづくり計画 認定団体の増加 やより地域活性	20団体
		まちづくり基金を利用し、支援することで、「協働のまちづ	くり基金を利 化につながる支支援すること 援制度へと改善	実績
		くり」を進めてまい ります。		20団体
			令和2年度の 具体的な取り組み	
			内容	目標
②まちづくり基 金事業	絲		毎年まちづくり 基金事業報告会 へ広く町民活動 団体の参加を呼	支援申請 団体数
金事業		「びはりる一組銭の事動討け、一切はりる一組銭の事動討け、一切を ま対支策です はが増合。方織的支業継ずが増合。方織的支業を後法では、 くる以基のも	20団体	

具体的な事務事業	継 続 •		令和元年度	実績
共体的な事物事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		基山町まちづくり基本条例に基づき、町 民参加と協働を推進	基山町まちづく り推進審議会は、 協働推進、町民の	審議会開催回数
		するため、基山町ま ちづくり推進審議会 はその実施状況を監	町政参加などの 事項について積 極的な議論をし	5 回
		視し、調査及び審議 し、必要に応じ、町 に提言を行います。	ていきます。 審議会は公開し、 議事録はホーム	実績
			ページなどで公 開いたしました。	6 回
		令和2年度の 具体的な取り組み		
			内容	目標
③協働のまちづくり推進事業	継続		基山町まちづく り推進審議会の 意見を伺いなが ら、町民の町政参	審議会開催 回数
			加つ議りま議見町をどてをす、項要提ので、のる外増をは、でののののののののののでは、ののののでは、ののののでは、では、のののののののの	3 回

	継続		令和元年度	実績
具体的な事務事業	· 新 規	事業概要	内容	目標
		宝くじの社会貢献広 報事業であるコミュ ニティ助成事業を利	今年度は、複数区 第2区自主防災 会と第5区自治	助成申請団 体数
		用して、町内のコミュニティ組織及び自主防災組織に対して		5 団体
		補助金を交付します。	の整備を実施しました。	実績
④コミュニティ 活動推進事業	継続			2 団体
			令和2年度の 具体的な取り組み	
			内容	目標
		コミは、一般成コールの の の の の の の の の の の の の の の の の の の	助成申請団 体数	
			ら、更なる助成申 請団体の増加を 図りたい。	2 団体

~ 終わりに ~

基山町まちづくり基本条例では、「町民がまちづくりの主体」であることを 基本理念として、町民・議会・町の執行機関が情報を共有し、相互に協働する ことで、「町民主体の自治の実現」を図ることが謳われています。

これからのまちづくりでは、町民、地域の各組織、議会、行政が、それぞれ 独自の機能に応じた役割を分担して、町や地域の問題解決を図ることが必要で す。

令和2年度

基山町協働化推進計画

作成・基山町 まちづくり課 協働推進係 〒841-0204佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 Tm 0942-92-7935 fax0942-92-0741

参考・用語の定義

「協働」とは・・・町民、議会及び行政がそれぞれの立場と特性を尊重しながら自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営み。

「町民」とは・・・町内に居住する人のほか、町内で働く人や学ぶ人など、 基山町で活躍する個人、町内において営利目的に活動する企業等。

「町民活動団体」とは・・・町内で実施される自主的な社会貢献活動を組織 的かつ継続的に実施している団体。

「**地域コミュニティ」とは・・・**地域性と共通認識を基盤に地域内の課題を 自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体。

「町民提案」とは・・・基山町まちづくり基本条例第16条で規定され、町民のまちづくりに参加する権利の具体策として、まちづくりに関する「施策」や「具体的な事業」に対して、提案、意見及び要望を提出することです。提出された提案等は原則公表し、回答も公表することにより情報の共有を図ると共に、提案等の中から具体的に採用できるものは、実現化を図ることとされています。

「まちづくり計画」とは・・・基山町まちづくり基本条例第17条で規定され、 一定の活動領域を代表するものとして、町の認定を受けた「町民活動団体」や 「地域コミュニティ」は、その活動分野における課題解決や活動の活性化のた め、調査・検討して将来計画を策定したもの。 「行政評価」とは・・・・基山町まちづくり基本条例第26条第2項で規定され、総合計画に基づく実施計画の成果及び到達度を明らかにしたもの。行政評価は公表され、行政評価結果は、施策等の見直しや実施計画の進行管理、予算編成に反映させることとされています。

「基山町まちづくり推進審議会」とは・・・基山町まちづくり基本条例第27条で規定され、町民参加と協働を推進することを目的に設置された審議会。基山町まちづくり推進審議会条例で組織及び運営に関して規定され、先の目的達成に向けた監視機関、諮問機関、提言機関としての地位が与えられ、町は審議会からの提言は公表し、尊重し、必要な措置を講じなければならないとされています。

「アダプト・プログラム」とは・・・道路や公園などの公共施設を養子にみたて、住民が里親となって、わが子へ注ぐ愛情と同様に草刈りや清掃などの管理をしていただく制度。

「CSO提案型協働創出事業」とは・・・・CSOとは、日本語で市民社会組織の略でNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた総称であり、そのCSOから「もっと質の高い」「もっと住民ニーズに合う」「もっと効率的な」といった公共サービス業務改善の提案を募り、検討・協議し、行政との協働で実施する事業。

